

各市町村長 様  
公益社団法人岡山県医師会  
一般社団法人岡山県歯科医師会  
一般社団法人岡山県薬剤師会  
公益社団法人岡山県看護協会  
一般社団法人岡山県訪問看護ステーション連絡協議会  
岡山県国民健康保険団体連合会  
社会保険診療報酬支払基金岡山審査委員会事務局

御中

岡山県子ども・福祉部長  
岡山県保健医療部長

岡山県医療費公費負担制度の運用の見直しについて（通知）

日頃から岡山県医療費公費負担制度の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、岡山県障害者医療費公費負担制度(80)及び岡山県ひとり親家庭等医療費公費負担制度(86)の運用を見直し、令和8年7月以降、所得の低い方の外来の自己負担限度額を次のとおりすることといたしましたので、お知らせいたします。

記

○外来の自己負担限度額（所得区分：低所得Ⅰ・Ⅱ）の軽減措置の継続

令和8年6月診療分までとしている低所得Ⅰ・Ⅱの所得区分に該当する方の外来の自己負担限度額（一部負担金の月額上限額）を2分の1に軽減する措置を令和9年6月診療分までの1年間に限り継続することとする。

【（参考）軽減措置適用後の自己負担限度額】

〔障害者医療（80）・ひとり親家庭等医療費（86）〕

所得区分	自己負担限度額（月額）	
	外 来 の み	入 院、 合 算（入院&外来）
一定以上所得者	44,400 円	80,100円 + 1%（※1）
一 般	12,000 円	44,400 円
低所得Ⅱ	2,000 円（※2）	12,000 円
低所得Ⅰ	1,000 円（※2）	6,000 円

【注】（※1）80,100円 + （医療費 - 801,000円）× 1%

（※2）平成21年7月診療分から令和9年6月診療分まで

○お問い合わせ先

【障害者医療費(80)に関すること】

岡山県子ども・福祉部障害福祉課 福祉推進班

TEL 086-226-7362 FAX 086-224-6520

岡山県保健医療部健康推進課精神福祉保護班

TEL 086-226-7330 FAX 086-225-7283

【ひとり親家庭等医療費(86)に関すること】

岡山県子ども・福祉部子ども家庭課家庭支援班

TEL 086-226-7349 FAX 086-234-5770

